

◎地域密着型通所介護サービス 利用料内訳表 <宅老所 紫苑>

H29. 4. 1現在

基本的なサービスに係る費用								
通所介護費（基本部分）		通所介護費（加算部分）			介護職員処遇改善加算 （×5.9%）	地域区分加算 （×10.14/10）	その他負担額 介護保険外	合計
利用時間帯	介護度 （1日あたりのサービス 単位数）	入浴介助 加算 50単位	個別機能 訓練加算 Ⅱ 56単位	サービス 提供体制 強化加算 ⅠⅡ 18単位	加算後の 金額 （単位：円）	加算後の 金額 （単位：円）	昼食代 （1回） （単位：円）	1日のご利用料の目安 （単位：円）
3時間以上 5時間未満	要介護1（426）	50	56	18	582	590	410	1,000
	要介護2（488）				648	657		1,067
	要介護3（552）				716	726		1,136
	要介護4（614）				782	793		1,203
	要介護5（678）				849	861		1,271
5時間以上 7時間未満	要介護1（641）	50	56	18	810	821	410	1,231
	要介護2（757）				933	946		1,356
	要介護3（874）				1,057	1,072		1,482
	要介護4（990）				1,180	1,197		1,607
	要介護5（1107）				1,304	1,322		1,732
7時間以上 9時間未満	要介護1（735）	50	56	18	910	923	410	1,333
	要介護2（868）				1,051	1,066		1,476
	要介護3（1006）				1,197	1,214		1,624
	要介護4（1144）				1,343	1,362		1,772
	要介護5（1281）				1,488	1,509		1,919
加算等の説明（抜粋）								
入浴介助加算	サービス提供体制強化加算ⅠⅡ	個別機能訓練加算Ⅱ		送迎を行わない場合の減算	介護職員処遇改善加算	地域区分加算		
利用者に対して入浴の介助を行った場合に加算	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である場合	残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が自宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施する機能訓練の加算		事業所が送迎を行わなかった場合の減算になります。通所介護計画書、送迎が往復か片道かを位置付けた上で、減算の有無を確認します。	介護職員の賃金改善の為、基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数に4.0%を乗じた単位数が加算となります。	全国を7の区分に分け、地域ごとに上乗せ割合を定め加算する（東員町は7級地、1単位10.14円となる）		
50単位/日	18単位/日	56単位/日		-47単位/片道				

※基本サービス提供時間は、7時間以上9時間未満の 9：15～16：20 となります。

※上記時間帯以外にも、ご要望に応じて、時間短縮または延長のサービスも実施しています。

詳しくはお問い合わせ下さい。

◎介護予防通所介護サービス 利用料内訳表

区分	介護予防通所介護費	サービス提供体制強化加算ⅠⅡ	運動器機能向上加算	生活機能向上グループ活動加算	介護職員処遇改善加算 加算後の金額	地域区分加算 加算後の金額	その他負担額 昼食代 （1回） （単位：円）	合計 （1ヶ月の利用料の目安） （単位：円）	
要支援1	1,647	72	225	100	2,059	2,088	410	3,728	
要支援2	3,377	144	225	100	3,967	4,023		7,303	
加算等の説明 （抜粋）	運動器機能向上加算	利用者の運動器の機能向上を目的（利用者の心身の状態の維持又は向上に資するもの）として個別に実施される機能訓練の加算					225単位/月		
	生活機能向上グループ活動加算	自立した生活を営む為の共通の課題を有する利用者に対し、グループでの生活機能の向上を目的とした活動を行った場合					100単位/月		

※通所介護サービスは、ご利用頂いた1日あたりのご利用料の目安です。

※介護予防通所介護サービス（要支援1・2の方）は1ヶ月ご利用頂いた場合の合計金額です。

（上記の金額は、要支援1→4回/月、要支援2→8回/月で計算）

※また、介護職員処遇改善加算・地域区分加算は、1ヶ月あたりの総利用単位数に加算率を乗じて算定するため、実際のご請求額は

上記と若干異なる場合があります。

詳しくは窓口までお尋ね下さい。

